

特定事業の許可申請をされる皆様へ

この条例は、不適正な土砂等の埋立て等に伴って周辺住民との間に様々なトラブルが生じている状況を踏まえて、土砂等の埋立て等の適正化を図り、有害物質を含んだ土砂等の埋立て等による土壌の汚染や土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を未然に防止することを目的として、平成10年12月25日に公布しました。

この手引きは、土砂等の埋立て等を行う皆様に、条例の内容を理解していただくとともに、条例に基づく諸手続に必要な書類の作成方法や留意事項などを解説したものです。

条例の趣旨を十分に理解していただき、土砂等の埋立て等による土壌の汚染や災害の発生の防止に留意され、適正な土砂等の埋立て、盛土、堆積等を行われるようお願いいたします。

(これまでの主な改正)

○ 平成17年12月改正

平成11年4月の条例施行後6年以上が経過し、赤土等園芸用土採取跡地の埋立て等の増加など、施行時からの新たな状況変化が生じてきたことから、土砂等の埋立て等に関する事業（特定事業）の一層の適正化を図るため、平成17年12月議会に上程し、同年12月26日に改正条例が公布されました。

主な改正の内容は、次のとおりです。

- (1) 適正かつ計画的な埋立て事業の実施や、現場の管理体制の充実・確保を図るための改正
 - ① 特定事業期間を3年以内に制限
 - ② 搬入車両への表示の義務付け
 - ③ 土砂等管理台帳の作成等の義務付け
 - ④ 一定構造の埋立て等について、専門家の意見の聴取
 - ⑤ 周辺住民等への事業内容の周知
- (2) 許可申請等を一部簡素化し、迅速・円滑な許可手続を推進するための改正
 - ① 表土検査規定の廃止
 - ② 一時たい積に係る手続の緩和
- (3) 埋立て事業者に加え、土地所有者や埋立て事業の関与者に対しても、実効性ある指導を行うための改正
 - ① 土地所有者から同意書を取得する際に、事業者が事業内容を説明する義務
 - ② 土地所有者の特定事業の実施状況の確認義務
 - ③ 土砂等排出者の排出土砂等の汚染状態確認等責務
 - ④ 安全基準不適合土砂搬入者及び埋立て等要求者等に対する措置命令制度
- (4) 不適正な埋立て事業を行った者や行うおそれのある者に対し、処分規定を強化する改正
 - ① 過去の処分対象者等を許可対象から除外（欠格要件の創設）
 - ② 措置命令不服従者の公表制度の創設
 - ③ 特定事業の譲受け許可の創設

(5) 市町村や関係法令との調整に関する改正

- ① 市町村条例の優先措置（県条例の適用除外については、別紙「県土砂条例を適用しない区域の指定について」のとおり）
- ② 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）に基づく特定事業の県条例の適用除外措置

○ 平成21年12月改正

平成21年4月、土壌汚染対策法（以下「法」という。）が一部改正され、汚染土壌処理業の許可制度等が新設されたこと等に伴い、県条例について所要の改正をするため、同年12月議会に上程し、同年12月16日に改正条例が公布されました。（施行期日：平成22年4月1日。ただし、(3)については、公布日施行。）

主な改正の内容は、次のとおりです。

(1) 県条例の対象外とする埋立て等の追加（第2条）

汚染土壌処理業の許可を受けた者が設置する汚染土壌処理施設等において行われる土砂等の埋立て等については、周辺環境の安全が確保されるため、県条例の適用対象外とした。

(2) 特定事業の許可不要区域の変更（第10条）

法に規定する「指定区域」内で行う県条例に基づく特定事業については知事の許可を不要としている。法の一部改正により「指定区域」が「要措置区域」と「形質変更時要届出区域」とに分類されたことに伴い、県条例の規定を改正した。

(3) 市町村条例施行における経過措置の追加（第30条第3項）

県条例の適用除外となった市町の区域において、適用除外となった際現に知事に特定事業の許可を受け、または申請をしている者については、引き続き県条例の適用対象とした。

○ 平成24年3月改正

平成23年6月に「民法等の一部を改正する法律」が公布され、未成年後見人に法人を選任することができることとなったことに伴い、県条例について所要の改正をするため、平成24年2月に議会に上程し、同年3月28日に改正条例が公布されました。（施行期日：平成24年4月1日）

主な改正の内容は、次のとおりです。

(1) 法定代理人が法人である場合の許可の基準等の追加（第13条）

第10条の許可の申請があった際の申請者の欠格要件の規定について、法定代理人が法人である場合、その役員を欠格要件の対象とした。

県土砂条例を適用しない区域の指定について

1 概要

「栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」において、市町条例を優先する措置として、「知事が認めるときは、当該市町村の区域を指定し、この条例の規定の全部又は一部を適用しない。（条例第30条第1項）」としている。また、「指定は、告示しなければならない（同条第2項）」としている。

（県内市町における土砂条例の制定状況については、次ページ参照）

2 栃木県内における適用除外区域の指定経過（下線部が新たに指定された区域）

指定日	指定区域
H18. 7. 1	<u>宇都宮市</u>
H19. 4. 1	宇都宮市、 <u>大田原市</u>
H19.10. 1	宇都宮市、大田原市、 <u>栃木市</u>
H20. 4. 1	宇都宮市、大田原市、栃木市、 <u>足利市</u>
H21. 4. 1	宇都宮市、大田原市、栃木市、足利市、 <u>野木町、日光市</u>
H22. 4. 1	宇都宮市、大田原市、栃木市、足利市、野木町、日光市、 <u>佐野市</u>
H24. 4. 1	宇都宮市、大田原市、栃木市、足利市、野木町、日光市、佐野市、 <u>鹿沼市</u> (8市町)

【参 考】

第30条 市町村が定める土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止するための条例の規定の内容が、この条例の趣旨に即したものとして知事が認めるときは、当該市町村の区域を指定し、この条例の規定の全部又は一部を適用しない。

2 前項の指定は、告示してしなければならない。

3 第1項の規定によりこの条例の規定を適用しないこととされた市町村の区域において、当該適用しないこととされた際に第10条、第15条第1項又は第22条の2第1項の規定による許可を受け、又は当該許可の申請をしている者の当該許可又は当該許可の申請に係る特定事業については、第1項の規定にかかわらず、この条例の規定の適用を受けるものとする。